

国東整企画第 4 5 号

国東整港計第 1 2 号

東北地方整備局事業評価監視委員会規則を次のように定める。

平成 23 年 10 月 13 日

東北地方整備局長 徳山 日出男

東北地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第 1 条 本規則は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」(平成 23 年 4 月 1 日付け国官総第 367 号、国官技第 422 号、国土交通事務次官通達。以下「再評価実施要領」という。)、 「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管いわゆる「その他施設費」に係る事後評価実施要領」(平成 23 年 4 月 1 日付け国官総第 367 号、国官技第 422 号 国土交通事務次官通達。以下「事後評価実施要領」という。)に基づいて東北地方整備局(以下、「整備局」という。)に設置する東北地方整備局事業評価監視委員会(以下、「委員会」という。)の事務、委員、組織、運営その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、東北地方整備局長(以下、「局長」という。)の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針(原案)及び対応方針(案)の提出を受け、審議対象事業について、再

評価実施要領又は事後評価実施要領に基づく再評価及び事後評価システムの運用状

況等について報告を受けること。

二 再評価審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、局長に対して、意見の具申を行うこと。

三 事後評価審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、局長に対して、意見の具申を行うこと。

あわせて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しに対しても審議を行い、その必要があると認めるときには、意見の具申を行うこと。

（委員会の委員及び組織）

第3条 委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

2 委員会は、原則として11人以内で組織する。

3 地域の実情及び専門的な分野を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、地域又は専門分野担当の委員を委嘱することができる。

4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。ただし、委員の任期は通算で6年を超えることができない。

6 委員は、非常勤とする。

7 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

8 委員長は、会務を総理する。

9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（運営）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、審議方法を定めた東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領を定める。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、東北地方整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

(その他)

第6条 整備局以外の事業主体が実施する事業が、整備局が実施する事業又は実施した事業と密接に関連しており、一連の事業として、共同で再評価又は事後評価を実施することが効率的な場合は、当該事業の事業主体の長と局長は協議し、当委員会の審議対象とすることができる。

(施行)

第7条 本規則は、平成23年10月13日から施行する。

2 本規則の施行に伴い、「東北地方整備局事業評価監視委員会規則（平成22年4月5日 国東整企画第1号、国東整港計第1号）」は、廃止する。

3 規則設置 平成13年 7月17日

一部改正 平成15年 6月24日

一部改正 平成22年 3月23日

一部改正 平成22年 4月 5日

一部改正 平成23年10月13日

東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領

1. 目的

本運営要領は、東北地方整備局事業評価監視委員会規則（平成23年10月13日付け、国東整企画第45号、国東整港計第12号）（以下、「規則」という。）の第4条に基づき、東北地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

2. 委員会の運営に関する事項

(1) 委員会は、次の場合に開催するものとし、委員長が招集する。

- ① 再評価を実施する事業の提出を受け、審議対象事業の対応方針（原案）に係る審議を行う場合。
- ② 事後評価を実施する事業の提出を受け、審議対象事業の対応方針（案）に係る審議を行う場合。
- ③ その他、委員長が必要と認めた場合。

(2) 会議の成立条件

会議は、原則として委員の過半数の出席をもって成立する。

(3) 会議の議事の決定方法

会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数の場合は、委員長が決する。

(4) 外部からの意見の聴取

委員会は、必要に応じ、会議において外部から意見を聴取することができる。

- ① 意見を聴取する者は、各委員の意見を聴いて決定する。
- ② 意見を聴取する者は、会議における議決権を持たないものとする。

3. 審議過程の透明性の確保に関する事項

(1) 資料の公表

委員会の議事要旨、議事録及び会議資料は、公表するものとする。

(2) 会議の公開

会議は、公開することを原則とし、特段の理由がある場合に委員長は当該会議を非公開とすることができる。

2 公開方法の詳細は、委員会が定める。

3 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

4. その他委員会を運営する上で必要となる事項

(1)委員は、規則第2条の事務を処理する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(2)委員は、規則第2条の事務に関しては、自己又は三親等内の親族の利害に関係ある議事には加わることができない。

(3)本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、委員会の審議で決定する。

5. 施行期日

本運営要領は、平成23年10月13日から施行する。

なお、本運営要領の施行に伴い「東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領（平成22年7月7日）」は廃止する。

東北地方整備局事業評価監視委員会の運営について

東北地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の重点的かつ効率的な会議運営に資するため、東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領（平成22年7月7日付け）（以下、「要領」という。）の4(3)に基づき、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものである。

1. 委員会において、必要に応じ「重点審議事業」と「要点審議事業」に分けて説明及び審議を実施する。
2. 委員会に、「重点審議事業」と「要点審議事業」を選別する「審議事業選定委員」を置くものとする。
3. 審議事業選定委員は、原則として事業分野に精通した委員と分野を問わない委員の複数名で構成するものとする。なお、委員の希望により事業選定委員会に出席することができるものとする。
 - 1) 事業分野毎に精通した委員の選任については、委員長の名指によるものとする。なお、任期は事業評価監視委員の任期と同じとする。
 - 2) 分野を問わない委員の選任については、委員の互選によるものとする。なお、任期は年度毎とする。
 - 3) 審議事業選定委員は、次の事業に置くものとする。なお、必要に応じては、他の事業についても置くことができるものとする。
 - ・河川関係（うち河川事業、砂防・地すべり事業）、道路事業、港湾事業
4. 審議は、重点審議事業の説明を中心に行い、要点審議事業については要点のみの説明を行うものとする。ただし、前回再評価実施後、事業計画に大幅な変更のないものはその旨説明し、個別の事業説明は簡略化を図ることとする。
 - 1) 対象事業の選別や審議ポイント抽出については、選定委員によるワーキンググループ（WG）で行うことを原則とする。その際、参考となる審議ポイント標準項目を別途定めるものとする。
 - 2) 審議事業選定委員は、監視委員会において審議の開始に先立ち、審議案件の選別理由や審議ポイントを説明し、効率的審議を図るものとする。
5. 審議の進め方については、「一括説明・個別審議」方式で行うことを原則とする。

東北地方整備局事業評価監視委員会の運営について

目的

東北地方整備局事業評価監視委員会の重点的かつ効率的な会議運営に資することを目的に一回当たり審議案件の多い事業について、審議事業を「重点」「要点」に分け実施

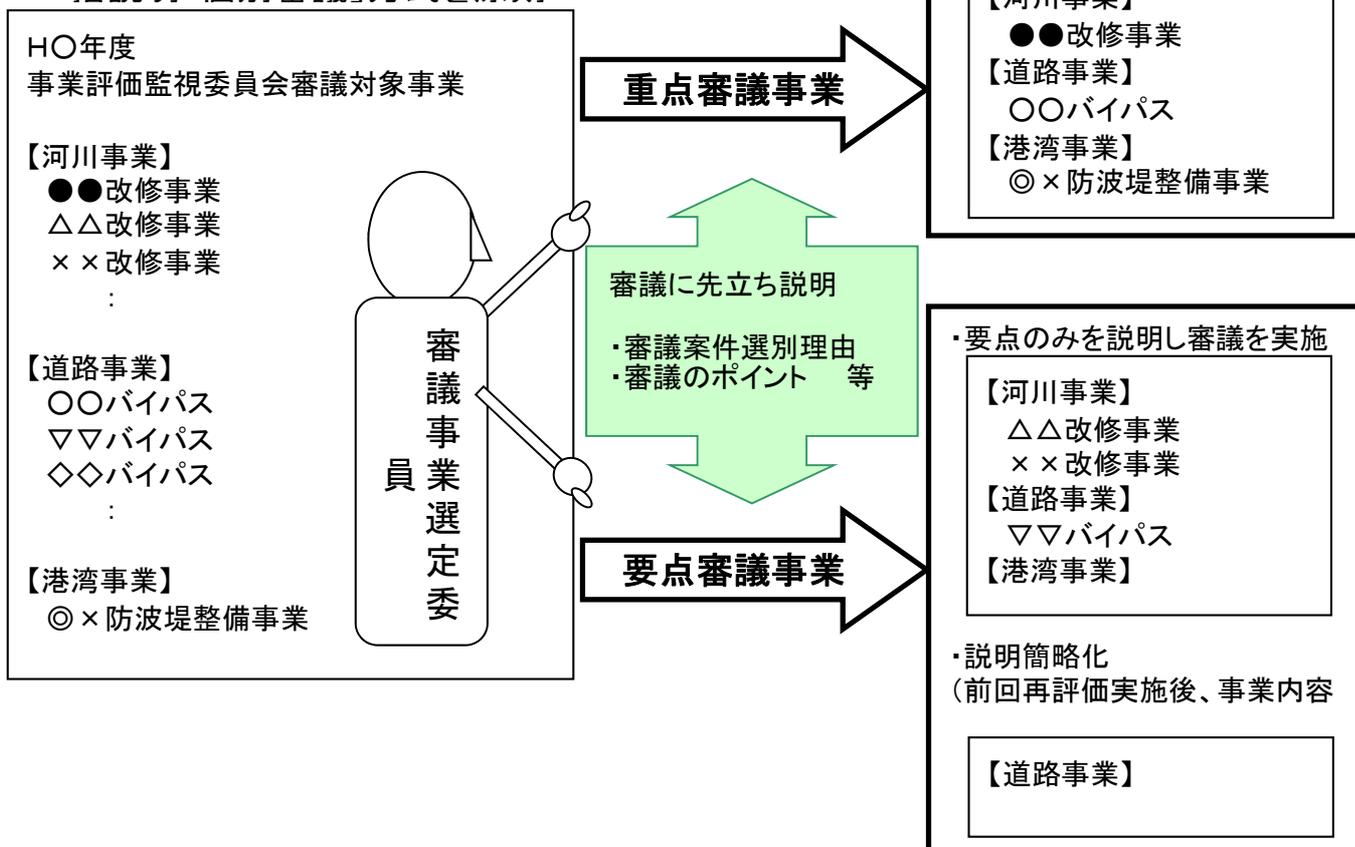
【委員会での審議の位置付け】

○東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領の4.(3)

本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、委員会の審議で決定する。

審議の進め方

「一括説明・個別審議」方式を原則



○○事業分野委員(1名)

+

委員(1名以上)

+

希望により出席可

選出: 委員長の指名

任期: 事業評価監視委員の任期(2年)

選任: 委員の互選

任期: 年度毎(1年)

○審議事業選定委員を置く事業

・河川関係(うち河川事業、砂防・地すべり事業)、道路事業、港湾事業
(必要に応じて他の事業にも設置可)

○審議案件の選別作業方法

・選定委員によるワーキンググループ(WG)を原則
(日程が合わない場合は持ち回り等による)